植草学園大学

【教員の養成に係る質の向上の取組】

１．教員に対する取組

ア．特別支援学校のみならず，通常学級や特別支援学級において学習する子供の数が増加しつつある。この状況から，特別な支援を要する子どもを支援できる教員の需要が高まりつつある。又，現実に支援を要する子どもの質的な変化も見られる。このような状勢に対応するため，教員が教育の現場を見つめたり，各地で開催される研究会等に積極的に参加することを薦めている。

イ．平成 26 年に「特別支援教育研究センター」を開設し，特別支援教育に関する教育情報，研究情報を集積し，研究成果の公表，図書の刊行支援等を行い，教員の教育力の向上，研究支援を行っている。共生社会の進展に寄与する大学を体現するため，令和7年に「インクルーシブ社会創成センター」に改称。

２．教職を目指す学生に対する取組

ア．教育職員免許法及び同施行規則に定められている授業科目は，すべての領域にわたって開設し，介護等体験及び教職実践演習についても確実に実施している。

イ．学生が教員としての基本的な実践力を身につけることを重視し，小学校や幼稚園において実践経験のある教員を多く採用し，現場経験に基づく実践的な授業を展開している。

ウ．共生社会の進展に寄与するという目的を実現するため，平成28年度入学生から，大学独自の資格「インクルーシブ教育支援士」又は「インクルーシブ教育・保育支援士」を認定することとしている。

この資格は，指定された特別支援に関する科目を20単位以上修得し，成績が一定以上の学生に認定される。

実際に，入学者の多くが特別支援教育に関心が高く，教員採用試験においても特別支援学校あるいは特別支援学級担当の教員として採用される学生が高い比率を占めている。

エ．令和２年に「植草学園大学・植草学園短期大学教職・公務員支援センター」を開設し，教員採用試験対策や公務員保育士就職支援などにあたっている。　（令和７年「植草学園大学教職・公務員支援センター」に名称変更）。